平成29年第2回定例会 県民・スポーツ常任委員会説明会(県民局)資料

1 かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)の改定について

(1) 経緯

県では、平成15年度に男女共同参画社会基本法に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、平成20年3月、平成25年3月の2度にわたり改定を行った。

現行の「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」(以下「プラン」という。)は、計画期間を5年(平成25年度~平成29年度)としているため、平成30年3月までに、県民等の意見・提案を踏まえ、神奈川県男女共同参画審議会で審議の上、県議会の議決を経て改定を行うこととする。

(2) プランの主な内容

基本目標である「女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会へ」を目指し、重点目標を定め、それぞれ、施策の基本方向、主要施策を示している。

(3) 改定の概要

ア 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

イ 計画の性格

- (ア) 男女共同参画社会基本法第14条第1項に規定された県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画とする。
- (4) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。
- ウ 改定の方向性
- (ア) 「ともに生きる社会、ともに参画する社会」を目指し、人権の尊重、あらゆる分野への参画、 ワーク・ライフ・バランスの実現、固定的性別役割分担意識の解消を基本的な考えとする。
- (4) 長時間労働などにより仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・ 方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題、国の「第 4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月閣議決定)等を踏まえ、次の5分野に重点的に取り 組む。
 - a あらゆる分野における男女共同参画
 - b 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
 - c 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし
 - d 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
 - e 推進体制の整備・強化
- (ウ) 改定プランについては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第6条第1項に基づく推進計画として位置付けを行う。

(4) 今後の予定

(平成29年6月1日 男女共同参画審議会に諮問)

平成29年9月 第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に改定素案を報告

10月 改定素案について県民意見募集(パブリックコメント)を実施

12月 第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に改定案を報告

平成30年1月 男女共同参画審議会から答申

2月 第1回県議会定例会にプランの変更についての議案を提出

3月 プランを改定